(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字雑良子谷三四の四、三四の五
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十三年十二月五日から平成三十一年三月三十一日まで
三　施行地区　埼玉県東松山市大字高坂字竹町、字城敷及び字長瀞の全部並びに字栗町、字反町、字柳町、字銭塚、字下谷田及び字上谷田の各一部、大字早俣字定敷の一部、大字正代字折本の一部
四　土地区画整理事業の名称　東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　埼玉県東松山市高坂一〇五八番地
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年十二月五日
七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　告示の日と同日

○国土交通省告示第二百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　弥五沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西置賜郡小国町大字伊佐領字大道上ノ一	一〇七番五地先道路敷
	一〇七番一
字百石山	七〇七番一
	七〇七番五
	七〇七番三一
	七〇七番四〇
	七〇七番三〇

一号から五号まで及び五十六号
六十二号
六号から五十四号まで
五十五号
五十七号
五十八号から六十号まで
六十一号

○国土交通省告示第二百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小坂町沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根六七五一番一	一号から十五号まで及び二十一号から四十一号まで
	七四九番一　十六号から二十号まで

○国土交通省告示第二百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　津南石黒川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
新潟県中魚沼郡津南町大字芦ケ崎字沖ノ原

七四二二番内三等三角点沖ノ原を基準点とし次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域	
基準点から三〇七度五二分五七秒	
九八二・二八二メートルの地点	一号
標柱一号から一五度三三分二五秒	
二七三・九一六メートルの地点	二号
標柱二号から一八四度二三分三九秒	
一五一・八五七メートルの地点	三号
標柱三号から三〇四度四七分五三秒	
四六・八九二メートルの地点	四号
標柱四号から二一四度〇二分二四秒	
一八八・九七九メートルの地点	五号
標柱五号から一五三度三三分一六秒	
一五六・八一四メートルの地点	六号
標柱六号から二一二度二二分四二秒	
六〇・一四一メートルの地点	七号
標柱七号から三一二度五一分二四秒	
五九・七六一メートルの地点	八号
標柱八号から二一二度二八分二一秒	
一七二・九二二メートルの地点	九号
標柱九号から三一二度四四分三五秒	
一八七・七六四メートルの地点	十号
標柱十号から二一〇度二八分三四秒	
一二一・一六二メートルの地点	十一号
標柱十一号から一六七度三四分一八秒	
九五・〇三九メートルの地点	十二号
標柱十二号から一三二度二四分四三秒	
一四三・九九五メートルの地点	十三号
標柱十三号から一五一度一七分四四秒	
三四〇・二四五メートルの地点	十四号
標柱十四号から二二四度二五分三〇秒	
一一・〇〇二メートルの地点	十五号
標柱十五号から三四二度四三分〇三秒	
一四九・六二八メートルの地点	十六号
標柱十六号から三一五度〇一分三四秒	
一九九・五六一メートルの地点	十七号
標柱十七号から二四〇度〇二分〇二秒	
四八・一三九メートルの地点	十八号
標柱十八号から一五五度四六分〇四秒	
一一六・五五三メートルの地点	十九号
標柱十九号から一九五度五八分三四秒	
一五九・八二七メートルの地点	二十号
標柱二十号から一四九度〇五分二〇秒	
二五七・六一六メートルの地点	二十一号
標柱二十一号から二二二度〇〇分二七秒	
六三・九五八メートルの地点	二十二号
標柱二十二号から一四九度三四分四四秒	
二一四・一二六メートルの地点	二十三号
標柱二十三号から一九四度三五分四三秒	
一六八・三二九メートルの地点	二十四号
標柱二十四号から二八六度五一分四四秒	
二一一・八八八メートルの地点	二十五号
標柱二十五号から一一度四九分三五秒	
一六七・五二八メートルの地点	二十六号
標柱二十六号から三四〇度一四分〇一秒	
一三四・二一二メートルの地点	二十七号
標柱二十七号から二七九度五九分二〇秒	
一二〇・三七四メートルの地点	二十八号
標柱二十八号から三五五度一四分二七秒	
一三〇・一六二メートルの地点	二十九号
標柱二十九号から二三度一九分三一秒	
二四二・一九五メートルの地点	三十号
標柱三十号から三三一度二一分一二秒	
四五四・〇三八メートルの地点	三十一号